

平成 24 年第 16 回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

## 平成24年第16回教育委員会会議

1 日 時 平成24年9月14日（金） 13時15分～14時26分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

|          |     |     |
|----------|-----|-----|
| 委員長      | 山 中 | 善 夫 |
| 委員       | 臼 井 | 博   |
| 委員       | 設 楽 | 雅 代 |
| 委員       | 西 村 | 真 理 |
| 委員       | 池 田 | 光 司 |
| 委員       | 北 原 | 敬 文 |
| 教育次長     | 町 田 | 隆 敏 |
| 生涯学習部長   | 梅 津 | 康 弘 |
| 学校教育部長   | 金 山 | 正 彦 |
| 指導担当部長   | 池 上 | 修 次 |
| 指導担当課長   | 森 岡 | 毅   |
| 指導担当係長   | 檜 田 | 英 樹 |
| 指導担当係長   | 相 沢 | 克 明 |
| 指導担当係長   | 長谷川 | 正 人 |
| 教育研修担当部長 | 大 友 | 裕 之 |
| 総務課長     | 長谷川 | 雅 英 |
| 庶務係長     | 宮 地 | 宏 明 |
| 書記       | 藤 間 | 雅 尚 |

4 傍聴者 24名

5 議 題

議案第1号 生徒の自殺に関する調査検討委員会の設置について

議案第2号 生徒の自殺に関する調査検討委員会委員の委嘱について

## 【開 会】

○山中委員長 それでは、これから、平成24年第16回教育委員会会議を開会いたします。

会議録の署名は、臼井委員と池田委員にお願いいたします。

本日の議案のうち、議案第2号につきましては、公開することにより、個人の権利を侵害するおそれのある事項でございますので、教育委員会会議規則第14条第1号の規定によって公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、本日の議案第2号につきましては公開しないことといたします。

報道のカメラが入っているようでございます。カメラマンさんをお願いをいたしますが、会議の円滑な進行のために、議案第1号の事務局の説明終了までということで、ご協力をお願いいたします。

## 【議 事】

### ◎議案第1号 生徒の自殺に関する調査検討委員会の設置について

○山中委員長 それでは、議案第1号につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○指導担当部長 指導担当部長の池上でございます。

私から、議案第1号 生徒の自殺に関する調査検討委員会の設置についてご説明いたします。

平成24年9月5日に起こりました市立柏丘中学校の生徒が自ら命を絶った事案への対応に関しては、翌9月6日に緊急に開催いたしました第15回教育委員会会議においてご協議いただき、こうした事態に至った背景の調査や再発防止に向けた取り組みについて検討を行うため、調査検討委員会を設置するとの方針を決定していただいたところでございます。このたびの議案は、その際の協議内容を踏まえ、設置要綱としてまとめさせていただいたものでございます。

それでは、議案第1号の2枚目、別紙、生徒の自殺に関する調査検討委員会設置要綱をごらんください。

まず、本調査検討委員会の設置目的であります。第1条にありますように、「本件自殺に至るまでの経過等を調査するとともに、その課題を明らかにし、もって今後の札幌市立学校における自殺防止に活かすため」とまとめさせていただきました。

この設置目的を踏まえ、第2条に本調査検討委員会の任務を規定しておりますが、「(4) その他、委員会が必要と判断する事項」につきましては、昨年度の前田北中学校の事案に際して設置しました検討委員会の設置要綱にはなかった任務であり、今回、つけ加えたものでございます。これは、前回の教育委員会会議におきまして、検討委員の中で検討すべき事項も幅広く議論して進めていくべきとのご意見がございましたので、このことを受けまして、調査検討委員会が、いわゆる自己発意により調査検討、提言を行う事項をつけ加えることができるよう規定したものでございます。

次に、調査検討委員会の構成についてであります。第3条にありますように、調査検討に専門的な知見と中立性を持たせるため、昨年度の検討委員会同様、教育学分野の学識経験者1名、弁護士1名、精神科医1名の計3名の外部の有識者に委員を委嘱するとともに、直接の所管部長である、私、指導担当部長と当該校である札幌市立柏丘中学校の校長を充てることとしました。

しかしながら、委員長につきましては、調査検討委員会の独立性を担保する意味でも、教育委員会事務局職員ではなく、外部の有識者から選出することも検討すべきとのご意見も踏まえ、「委員の中から互選する」といたしました。

次に、調査検討の進め方についてであります。第4条及び第5条にありますように、生徒の心のケアに十分配慮し、ご遺族の理解を得ながら進め、2カ月を目途に調査検討結果を報告書にまとめ公表することと規定しました。このことにつきましては、昨年度の検討委員会では、当初、1カ月程度を目途に報告書をまとめる予定でスタートしましたが、実際には、1カ月半程度の時間がかかったことや、昨年度以上に時間をかけてしっかりと調査検討すべきとのご意見を踏まえまして、2カ月を目途に調査検討結果をまとめると規定したところでございます。今後、このことを念頭に置いて調査検討を進めていただくこととなりますが、結果といたしまして、さらに時間を要することもあるかと考えております。

また、実際の会議につきましては、本調査検討委員会において、さまざまな観点から調査検討し、自ら命を絶つに至るまでの経過や背景をできる限り明らかにできるよう、第7条第2項において、「委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる」と規定いたしますとともに、委員のみならず、本調査検討委員会に参加した関係者も含め、静ひつな環境において、安心して意見を述べることができるよう、第6条で、委員に守秘義務を課すとともに、第7条で、「会議は非公開とする」と規定しました。

なお、できる限り早くに調査検討委員会を立ち上げるべきとのご意見を踏まえ、事務局といたしましては、本日の教育委員会会議での設置要綱の決定を受け、9月18日火曜日に第1回の会議を開催できるよう、現在、準備を進めているところでございます。

また、前回の教育委員会会議の中で、このたびの痛ましい出来事を踏まえた当該校以外の学校への対応についても議論がございましたが、9月19日水曜日午前10時より、札幌市生涯学習総合センター、ちえりあにおいて、全市立幼稚園長・市立学校長緊急集会を開催し、各幼稚園、学校において、より一層、命を大切にする指導の徹底と自殺防止に向けた取組の充実を図るよう求めていく予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

ご審議のほどを、どうぞよろしく申し上げます。

○山中委員長 どうもありがとうございます。

それでは、これから審議に入ることとなりますので、報道カメラの撮影はここまでということをお願いいたします。

退席を待ちますので、しばらくお待ちください。

〔報道カメラは退席〕

○山中委員長 それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見がございましたら、どなたでも結構です。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

○西村委員 第3条の組織等ですけれども、「委員会は、5名の委員で組織する」と5名の人間と決まっています、3項にありますように、学校教育部指導担当部長、札幌市柏丘中学校長と2人決まっていますので、残り3名ですが、この3名の選び方が、教育学分野の学識経験者、弁護士、精神科医というふうに職業が決められていますね。選ぶ範囲がちょっと狭いかなという印象があるのですが、実際にこれでよろしいでしょうか。設置要綱の中では、もう少し幅を持たせた中から選べるようにしておいた方がいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○指導担当部長 事務局をいたしましては、先ほどのご説明にもございましたが、前回の教育委員会会議におきまして、昨年度に実際に検討された方の中からというあたりのご意見がございましたので、それに基づいて、設置要綱の中で組織、構成を決めさせていただいております。

逆に、ご確認したいのですが、例えば、三つ以外の分野からということであれば、もう少し違うジャンルからということをご意見になるのでしょうか。

○西村委員 あと、考えられるとすれば、もっと一般的な人ですね。保護者がいいかどうかわからないのですけれども、もっといろいろな、保護者に近いような形になると思うのですが、そういう方が入る余地が余りないのかなという印象を持ったのです。

今回、選ぶ、選ばないはこれから先の議論なのであれなのですけれども、少なくとも範囲は広げておいて、その中から選べるという方がいいのかなと思いました。もうちょっと、何とか広げられないものかと思いました。

○山中委員長 西村委員がおっしゃるのは、今回のこの委員会の設置という議題自体を、今回の委員会の設置要綱を決めるということですが、これは、将来的に、あってはならないことであるけれども、あるかもしれないということを想定して、前例になっていくだろうというときに、もう少し幅を広げた人選が

可能なような設置要綱をこの際つくっておいた方がいいのではないか、そして、将来的に、平成24年のときの案件ではこうしていましたねという形で、そのときの案件について少し別の分野から選んではどうでしょうかというようなことも意識しておっしゃっているということでしょうか。

○指導担当部長 事務局といたしましては、やはり、広い角度からご意見をいただきながら調査検討を進めることは大変大切なことだというふうにとらえておりますので、そういう方向性で、今回については、この後、委員の皆様でご議論いただきたいと思いますが、そういう方向で、委員構成についてはさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○北原委員 そうしますと、今、幅を広げるということで考えれば、この学識経験者という項目について、教育学分野等と「等」を入れてさせていただいて、幅広く学識経験者の可能性を規定しているというふうに修正させていただいてはいかがでしょうか。

○臼井委員 今の教育長の意見に賛成ですけれども、確かに、学校で起こったことなので、学校教育に知識の深い方、経験を持っている方は当然ですけれども、その方は狭い意味での教育学だけになってしまうと限定してしまうので、教育長が言うように、少なくとも「等」などを入れて、広いところから選べるようにした方が、私も好ましいのではないかと思います。

○設楽委員 わざわざ第2条の(4)で、自己発意でいろいろ調査研究をしようとしながら、組織として固くというような印象もあるので、今の提案に賛成したいと思います。

○池田委員 私も同意いたします。

○山中委員長 さっきの第2項の説明について、それぞれ1名ずつという言い方をしましたね。

○指導担当部長 はい。

○山中委員長 この規定には、そういうことは案として書いていないですね。

○指導担当部長 はい。

○山中委員長 この書き方は、「等」を入れない前の名前ですが、よろしいですか。

○指導担当部長 もともと、委員会は5名の委員で構成するというで……。

○山中委員長 学識経験者、弁護士、精神科医のうちからということだと、そのそれぞれが1名ずついなくても、どこかが2名である場合もあり得る形の規定になっているのですね。

○指導担当部長 はい。

○山中委員長 さっきのご説明と条文の立て方がちょっと違うと思うのですが、その理解としては、さっきのご説明はちょっと狭く理解し過ぎているのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○指導担当部長 事務局として、そういう想定を持っていたものですから、それを言葉にて説明させていただきましたが、確かに、条文上は、今、委員長がおっしゃったような押さえ方の方が適切かと思えます。

○山中委員長 そういうことを踏まえながら、今のやりとり、ご質問、ご意見を聞いていますと、教育長が提案されましたが、教育学分野に限らず、学識経験者の枠を少し弾力的に使えるように、この教育学分野等の学識経験者というふうに「等」を入れる形に修正をするということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○指導担当部長 委員長、確認をよろしいでしょうか。

○山中委員長 はい。

○指導担当部長 今のことに关しまして、あわせて第1項では、「委員会は、5名の委員で」と委員数を規定しておりますが、このあたりについてもご確認いただけるでしょうか。

○山中委員長 これは、若干名という書き方もありますね。その辺はどうでし

ようか。5名ということで……。

これは、今回の設置要綱ですが、将来的なことを考えて、ここも弾力性を持たせた方がいいということによろしいでしょうか。その辺についてご意見はいかがでしょう。

○**設楽委員** 今後、本当にどうやってこういった事件といいますか、事態を防げるのかというあたりに非常に検討の可能性があるとするれば、若干名の方がいいかもしれないと思うのです。例えば、そういう個々の事例のことだけではなくて、現在、日本で自殺数が非常にふえているということが報告されていますし、そういう自殺防止に対する学識経験の深い方もいらっしゃると思うので、そういう方が意見を聴取するというところで、別に委員にならなくてもいいと思うのですが、そういう意味ではちょっと広げていく方がいいかなと思います。

○**山中委員長** 委員にならなくてもいいのですがということだと、今の第3条の5名のところを若干名にする意味はないような気がします。

○**設楽委員** そうですね。

○**山中委員長** 部長に聞きたいのですが、今回、5名ということで提案しておられる趣旨は、5名が適当、相当であるという意味でしょうけれども、なぜ相当だと考えたのですか。

○**指導担当部長** 昨年度、私も前田北中学校の件で検討委員会の委員を務めさせていただきましたのですが、そのときに5名のそれぞれの立場からいろいろご意見をいただいて検討したことをどうしても振り返る形になるのですが、そのときのこと、今回もある意味、昨年度の検討の状況から改善点等もございまして、それを踏まえて検討した場合に、その構成で今回も行えばいいかなと考えたものですから、狭い意味で考えているかもしれませんが、そういう意味で、それぞれ名前が上がっている外部委員、あるいは、委員会、学校から1名ずつということで、足し算をすると5名という想定をしてみました。

○**北原委員** 5名というのは、実際にやってみて、昨年度の経験から5名の方、その人数、規模で話をしていくことで、話をより深めることができたという経験に基づいて5名がよろしいという趣旨ですね。

○指導担当部長 はい。

○山中委員長 一応、昨年度の経験からすれば、5名で十分かなということでは考えられるということですね。

ほかの委員の方はいかがでございましょうか。

○池田委員 私は、人数については、このたびについては5名でよいかと思うのです。それは、やはり、人数が多くなればなるほど、全部に参加して共有の議案を持っていくことも含めて考えると、人数が多くなると、欠席の方も出てくるという現実的な問題もありますので、今回は前回のことも踏まえて5名でよろしいかと思えます。

ただ、設楽委員がおっしゃるように、将来については、やはり若干名という形で、そのとき、そのときに応じて弾力的に運用できるような方向に持っていたいただければありがたいと思っております。

○山中委員長 ほかにご意見ございしますか。

○臼井委員 経験的に5名ということを出されたことは私もよくわかるのですが、ある意味で、前のものにある程度拘束されることになっていけなないので、ここのところを若干名にして、これだけでなくていろいろなことがあり得るので、それは、そのとき、そのときの目的に応じて、ある程度、弾力的に運用できるように、私も若干名という方向に賛成です。

○山中委員長 今のご意見は、今回の委員会を設置するに当たって、今回も定員としては若干名にしておいた方がよいという意味合いでおっしゃっておられる方と、それから、今回の要綱では5名で、ただ、将来的に若干名ということを実案によっては考えてほしいとおっしゃっている方と、両方いらっしゃるかと思うのです。別に、これについて多数決をとろうという気持ちはありませんけれども、決め方としてはどんなものでしょうか。

○池田委員 例えば、専門である精神科医の方は、むしろ1名よりも2名の方がもうちょっと多面的に見られるとか、返答できるというような要素があるのであれば、若干名にしていただくという形も手かなと思います。

○山中委員長 事務局としては、今回の事案について、前回の経験も踏まえながら、今回の事案の内容、今わかっている状態のところでは、5名で必要十分

かなという意見だということですね。

○指導担当部長 今回の段階では、5名でお願いしたいなとは考えております。

○山中委員長 ここは、先ほどの枠を広げる、いろいろな専門分野から参加していただくということで、より適切な分析、検討ができるのではないかという意味で、その枠を広げておこうというようなこととは若干連動しながらも、必ずしもイコールではないのかということなのです。

まだ、その若干名の関係でご意見を言っていらっしゃらない西村委員、どうですか。

○西村委員 私も先ほど、分野を広げてというか、学識経験者のところですがけれども、もっと広げてはという意見を言ったこともありますから、やはり5名というふうに縛られないで、ある程度、学識経験者も多岐にわたるということであれば、ここから2名ということも考えられるので、若干名というのがいいかなと思います。

ただ、本当は今回からとしてほしいと思うところもあるのですけれども、もう既に動き始めているのでしょうか。

○山中委員長 そこは、次の議案で人数を確定させるという形は可能です。ここを若干名にしておきながら、具体的な人選のところでは事務局の現実的な経験を踏まえて、今回は5名でいきたいと思います。

○北原委員 先ほど、教育学分野等と「等」を入れさせていただいて、等の学識経験者と、ここで幅を広げておりますから、具体的な人選については、この後、ご検討をいただく議案第2号の審議内容を縛らないためにも、ここは若干名としておいて、結果として5名になろうと、6名になろうと、それは議案第2号の審議の結果として決まってくるでしょうから、そういう意味で、ここは若干名としていただく方が、ここでの議論を生かしていることになると思いますが、いかがでしょうか。

○山中委員長 何度も申しますけれども、将来的に起こってはいけないことではありますが、また何かのときに参考として考えていく部分も、せっかく第3条で分野を広げたということとの関係からいっても、教育長の言うように、5名を若干名という形で修正し、設置要綱自体の段階で弾力性を持たせておくということにいたしましょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、第3条の組織等については、「委員会は、5名の委員で組織する」を「若干名の委員で組織する」にして、第2項の「委員は、教育学分野の学識経験者」とあるところを「教育学分野等の学識経験者」という形にしたいと思います。

そのような修正をしたいと思いますが、そのほか、ご質問、ご意見はございますか。

○池田委員 前回の前田北中学校の第三者委員会の際の課題といいますか、次に向けて、こういうことでの次に向けてというのは失礼ですけれども、今回、この設置がなされる中であって、前回、各委員の中から、もうちょっと突っ込んだ意見をお聞きしたいというような場面のお話を、私は何かの話で見たことがあります。それを受けて、今回も、現実周りと言ったら失礼なのですが、実際にかかわっている当該者の学校の先生、あるいは、親の方たちに意見をお聞きするようなことがとても大事なような気が私はするのです。実際に突っ込んでいろいろな議論ができる、あるいは、調査ができるという意味も含めて大事だと思うのです。そういう意味では、この第7条に幾つか項目がありますけれども、ここのところは、いろいろな方たちに出席を求めやすいような環境づくり、あるいは応援してあげられるような体制づくりをしていただければありがたいと思っていますが、改めて、もう一回、第7条の意味合いを少しご説明願えますか。

○山中委員長 もう少し、具体的にどういうことを考えているかという意味ですね。

○池田委員 はい。

○山中委員長 もう少し、具体的にこんなことが考えられるということでご説明いただければと思います。

○指導担当部長 先ほど、第7条第2項についてご説明しましたが、もう一度、ちょっと条項で確認してみたいと思います。

「委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その

意見、説明又は資料の提出を求めることができる」という規定でございますが、昨年度の前田北中学校での検討のときのお話を少ししたいと思うのですが、実際、学校のいわゆる教務主任という方にこの場に来ていただきまして、もう少し学校の詳しい状況をお話しいただいたという事例は前年度もございません。

今年度につきましては、先ほど設楽委員に触れていただきましたが、これは第2条の「(4) その他、委員が必要と判断する事項」と、いわゆる自己発意的な部分とも関連するところでございます。この後、調査をするに当たって、今年度も基本はそうですけれども、学校生活に起因することをまずは中心に考えていきながら、そこから派生して少し友人関係で学校の外、あるいは、家庭における状況について確認が必要なことなども含めて、第1回目の調査検討委員会の中で、少し調査の方法も含めた方針を立てていただく予定でございます。

そうなったときに、必要となる方から、事前に事務局を通して状況を確認するとか、あるいは、本当に必要な場合には直接来ていただいて説明をいただくとか、多分、そのようなことになるだろうという想定です。昨年度は、どうしてもある限られた学校要因という中での調査で、実際に委員をされた外部委員の最後の意見にも若干出ておりますけれども、そのあたりは、今回しっかりやっていきたいということを、前回終わった段階でいろいろご説明を聞いておりましたので、そういうことを想定して、本人にかかわる事実確認をいろいろしていく中で、必要な対象となる方から説明して理解を得られた場合ということにももちろんなるでしょうけれども、そういうことを想定して、第2条第4項と先ほどの第7条第2項あたりのことは考えております。

○山中委員長 いかがですか、よろしいですか。

○池田委員 ほかの県で起きたいろいろな案件の話聞く中で、やはり失礼な話かもしれませんが、学校が全部公開しているのかという議論を随分いただいたような気がするのです。ですから、私は、そういう観点にも立って、もちろん学校の先生、あるいは、場合によっては親御さん、ただ、一番悩むのは、それに伴う子どもたちの気持ちをどこまで組み込みながら、いろいろな方たちのご意見をお聞きするかという悩みのところが一番大きな課題の一つになっていくのではないかと思います。あるいは、調査権を持っているところにお願いをする場合があるかもしれません。そのときは、勇気を持ってそういうことをやっていただきたいと。そんな、いろいろな意味を込めて第7条を十分に生かしてもらいたいと考えております。

○山中委員長 実際に強制権限があるわけではないです。それから、関係者の

方のプライバシーも考えなければいけないです。そういう意味で、いろいろな制約があるのですが、委員会として、本当にこの目的を達成できるように十分な調査ができるようにしてほしいということだと思います。その辺は、具体的に委員に約束してほしいというお願いする中で、いろいろな工夫をお願いしたいと考えます。

○指導担当部長 この規定を決定していただきますと、私も調査検討委員会の委員として、その場に臨むこととなりますので、今日の教育委員会会議で、委員の皆様から出されました意見、先ほどの第3条の組織等のところで出された意見も含めて、その意向はしっかり伝えていきたいと思っています。

○山中委員長 よろしく申し上げます。  
ほかに、ご質問、ご意見をどうぞ。

○白井委員 一つ要望ですけれども、第5条の調査検討の期間として、およそ2カ月ぐらいを目途としてということであります。先ほど、提案説明で、部長の方から、実際にこれよりも時間がかかるということを想定しているという話がありました。前回の構成に比べると、委員会の任務として、第2条(4)で「その他」とか、今、池田委員からご質問がありましたように、いわゆるオブザーバーとして委員以外の参加も求めるという調査の面も実際に置きます。そうすると、やはり1人の方の命を無にしないためにも、ここから、できるだけ詳しく調査検討していただきたいということです。

余り遅くなるのはいけませんけれども、重点的に、なおかつ、この2カ月に縛られないでやっていただきたいというのが要望です。

○指導担当部長 ありがとうございます。

○設楽委員 関連してですけれども、1人の死というショッキングな事態ですから、ご遺族の方を初め、お友達とか関係者の方々が、いわゆる心的外傷とかストレスを抱えていらっしゃると思うのですね。それが、少しストレスがあるけれども、もう少し客観的に見られるという時間的な余裕はその当事者には必要だと思うので、報告を急ぐ余りに、そういうことをどんどん追及していったら、2次的な問題を起こすかもしれないので、その辺は、精神科医もいますし、学識経験者もおられるので、そんな無理なことはされなと思いますけれども、くれぐれも注意をしていただければなというふうに希望いたします。

○指導担当部長 承知いたしました。

○山中委員長 ほかにございますか。

○池田委員 昨年のことを受けまして、私たち教育委員も、その後、何回か、この生徒についての議論を重ねてきたつもりにもかかわらず、またこの議論をするということは、本当に皆さんと同じようにつらく、また、悲しい気持ちである分だけ、きっと、委員の皆さんも、その分だけ重いものをしよって、今回、委員会が開催されると思います。

やはり、委員長をもとに、私たちもいろいろな形で協力、支援をさせていただく、できる範囲のことをさせていただくということを、私としては意を強く思っていますので、そのことも皆さんと一緒に確認しておきたいと思っています。

○山中委員長 ありがとうございます。

各委員には、今いろいろおっしゃったような気持ちを持っていただいています。議案第2号で選任される方々にお伝えいただきながら、慎重かつ迅速に検討いただくと。大変重い任務をしよった委員会になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

では、そういう重い職務を負った委員会の報酬としてはどういうふうになるのですか。市の普通の委員会の報酬規程によりますか。

○指導担当部長 規程に基づく形での報酬になります。

○山中委員長 いろいろな面でお気の毒かもしれないような気がしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○指導担当部長 わかりました。

○山中委員長 それでは、議案第1号につきましては、さっきの2点の修正をして、そのほか、委員の思いを調査検討委員会の方に十分生かしていただくということをお願いして、ほかの点はお提案のとおり決定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 以上をもって、議案第1号を終わります。

ここからは、公開しない議案となりますので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

**以下 非公開**